

はじめに

近年の全国の刑法犯認知件数は、2012年(平成14年)をピークとして減少傾向にあります。一方で、検挙人員に占める再犯者の比率(再犯者率)は約50%に及んでおり、安全で安心して暮らせる地域社会を実現させる上で再犯を防止することが重要な課題となっています。

このような背景から、2016(平成28)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地域の実情に応じた施策の策定及び実施の責務が明示されるとともに、市町村による地方再犯防止計画の策定が努力義務とされました。

本市におきましても、「社会を明るくする運動」への参加など、再犯防止活動に取り組んできたところですが、一層の再犯防止施策を推進していくため、このたび「柳井市再犯防止推進計画」を策定いたしました。

本計画では、「広報・啓発活動の推進」、「就労・住居を確保するための取組の推進」、「行政・福祉サービスの確実な提供及び関係団体との連携強化」の3点を基本方針として、関係機関や更生保護関係団体等との連携を図りながら、市民の皆様と一体となり、犯罪や非行のない安心・安心なまちづくりを進めてまいることとしております。

本計画の策定に際しましては、柳井市再犯防止推進計画策定委員会で審議を重ねてまいりました。委員の皆様からは、それぞれの立場から貴重な御意見や御提言をいただきました。御協力いただきました関係各位に心から感謝いたしますとともに、市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和3年3月

柳井市長

井原 健太郎